

(第 2 回) 、最終) 契約変更の内容

契 約 変 更 年 月 日	令和6年4月22日
契 約 業 者 名	一般財団法人公共用地補償機構
契 約 業 者 の 住 所	東京都文京区音羽二丁目 2 番 2 号
業 務 の 名 称	R 5 霞ヶ浦導水事業漁業補償検討積算等業務
業 務 場 所	茨城県土浦市下高津地先
業 種 区 分	補償関係建設コンサルタント
業 務 概 要	1. 履行期間延長
履 行 期 間 (自)	令和5年7月25日
履 行 期 間 (至)	令和7年2月28日
変 更 前 の 契 約 金 額	27,995,000円(税込)
変 更 金 額	+円(税込)
変 更 後 の 契 約 金 額	27,995,000円(税込)
変 更 理 由	1. 本業務は、霞ヶ浦導水事業に伴い影響を受ける那珂川水系における漁業について、漁業補償に関する補償内容の検討、補償額の算定等を行う業務である。 現在、鋭意業務を履行しているところであるが、追加資料収集が生じたことにより、関係者へ追加の資料収集を求めたが、短期間では関係者の理解が得られなかったため、補償額算定に不測の日数を要することになった。 よって、第1回変更後の工期（令和6年4月30日）から、関係者から理解を得られる期間と提出書類の整理期間、および、追加資料を基に漁業補償額の算定に要する期間を考慮して、以下のとおり工期を延長するものである。 元工期：令和5年7月25日 ～ 令和6年 2月29日まで 第1回変更工期：令和5年7月25日 ～ 令和6年4月30日まで 第2回変更工期：令和5年7月25日 ～ 令和7年2月28日まで

(第3回 、最終) 契約変更の内容

契 約 変 更 年 月 日	令和7年2月10日
契 約 業 者 名	一般財団法人公共用地補償機構
契 約 業 者 の 住 所	東京都文京区音羽二丁目2番2号号
業 務 の 名 称	R5霞ヶ浦導水事業漁業補償検討積算等業務
業 務 場 所	茨城県土浦市下高津地先
業 種 区 分	補償関係コンサルタント業務
業 務 概 要	本業務内容は霞ヶ浦導水事業に伴い影響を受ける那珂川の漁業補償に関する補償内容の検討、補償額の算定等を行うものであり、業務実施の結果、工種等について数量増減及び工種等に追加が生じた。 【工種の増】 打合せ協議、打合せ協議記録作成、漁協資料収集、補償諸元の検討（漁協当たり）、補償金の算定（漁協当たり）、上申書資料作成（漁協当たり） 【工種の減】 補償諸元の検討（1河川当たり）、補償金の算定（1河川当たり）、上申書資料作成（1河川当たり） 【工種の追加】 魚価調査－1（鮮魚商調査）、魚価調査－2（公表資料調査）、会場借り上げ料及び委員謝金
履 行 期 間 （ 自 ）	令和5年7月25日
履 行 期 間 （ 至 ）	令和7年2月28日
変 更 前 の 契 約 金 額	27,995,000円(税込)
変 更 金 額	+17,622,000円(税込)
変 更 後 の 契 約 金 額	45,617,000円(税込)
変 更 理 由	本業務は、令和5年7月24日付けで、一般財団法人 公共用地補償機構と請負契約を締結し現在履行中である。本業務内容は霞ヶ浦導水事業に伴い影響を受ける那珂川の漁業補償に関する補償内容の検討、補償額の算定等を行うものであり、業務実施の結果、以下に掲げる工種等について数量増減及び工種等に追加が生じた。 まず、主な数量増として、「補償諸元の検討」及び「補償金の算定」業務の単位を「河川」から「漁協」単位に変更し、「那珂川1河川」から「補償対象となる5漁協」とするものである。 当初、栃木県内の北部漁業協同組合・南部漁業協同組合・茂木町漁業協同組合と茨城県内の那珂川漁業協同組合・那珂川第一漁業協同組合の5漁業協同組合は、共通の魚種を対象に操業していることから、これら漁協を一括して補償の相手方として算定し契約すべきものと考えていたが、実態調査及び漁業影響検討委員会による検討を進めていったところ、漁法、操業時間等において地域や漁協ごとに大きな相違が見られた。このため、各漁業協同組合単位で分析、算定を行うことが適切と判断し、「補償諸元の検討」及び「補償金の算定」業務の単位を「河川」から「漁協」単位に変更することとした。 また、追加となった工種「漁協資料収集」は、漁業影響検討委員会の学識経験者の委員から、「サケは既存資料によらず、実態を踏まえた追加調査が必要」との提言を受け、サケの漁業調査を行ったものである。 これらの調査・資料作成・算定は、漁業補償額の提示にあたり必須であるが、別途業務を発注した場合には、漁協関係者との協議等に大幅に時間を空けてしまうことになる。各漁協から早期の漁業補償額提示を求められており、漁業補償額の提示時期が遅れてしまうと、これまでに築いた漁協関係者との信頼関係が崩れ、妥結交渉の難航が予測されるほか、事業進捗にも大幅な遅れが生じることとなる。このような理由から、一連の作業は一体で実施することが不可欠であり、分割して発注することは不可能である。 以上のことにより、本業務の設計変更において対処するものである。